

市報

# とす 3.15

No. 682

平成3年

主な内容

- 県知事・県議選…………… 2
- 駅前ロータリーを閉鎖…………… 3
- 第4回とす弥生まつり…………… 4
- 市職員給与の現状…………… //
- 飼い犬の登録・注射…………… 5
- 保健カレンダー…………… 6、7
- し尿収集手数料を改正…………… 8



## お年寄りと だご汁で交流

市立保育所いづみ園で3月1日、シルバークラブ会員の今泉町と藤木町のお年寄り14人を招いて、だご汁とぞうきん作りで交流を深めました。だご汁は、園児が材料の買い物、お年寄りが調理を担当。内裏びなを形どったおにぎりを添えて、一足早いひなまつりを一緒に楽しみました。

## 佐賀県知事・佐賀県議会議員選挙 投票日は4月7日(日)

佐賀県知事・佐賀県議会議員選挙の投票日は4月7日(日)です。大切な一票を無駄にしないで、明るい選挙をしましょう。投票所は次の表の通りです。自分の投票所を確かめておいて下さい。開票は同日午後8時から市民体育館で行います。

選挙についてのお問い合わせは鳥栖市選挙管理委員会（☎3507）へ。

### \*選挙人名簿に登録される方

昭和46年4月8日以前に生まれた方で、平成2年12月28日までに鳥栖市に転入届をし、引き続き3月28日現在で住所を有する方。

ただし、平成2年11月27日までに転出された方は、名簿から抹消されます。

### \*鳥栖市で投票できる方

選挙人名簿に登録された方で、4月6日までに県外へ転出されていない方。

ただし、県内の他の市町村へ4月6日までに転出された方は、転出先の市町村長が発行する証明書を提出して投票できます。

なお、入場券があっても、4月6日までに県外へ転出された方は投票できません。

### \*投票所入場券

投票所入場券は「郵便はがき」で送付します。入場券を受け取ったら住所、氏名、投票所などをよく確かめて、投票当日、投票所へ忘れずにようにご持参下さい。

なお、選挙人名簿に登録されてい

る方は、入場券が届いていなくても投票（不在者投票）できます。

### \*選挙人名簿の縦覧

と き 佐賀県知事＝3月18日(月)・19日(火)▽佐賀県議会議員＝3月29日(金)・30日(土)

ところ 市選挙管理委員会事務局

### \*投票の順序

(1)初めに佐賀県知事選挙の投票用紙（うすい緑色）を交付します。

(2)次に、佐賀県議会議員選挙の投票用紙（うすい紫色）を交付します。間違いないように記載して、投票箱に入れて下さい。

### \*不在者投票

投票日に、仕事や疾病などやむを得ない事情で投票所へ行くことができない方は、前もって次の通り不在者投票ができます。印鑑と入場券（届いた場合）をご持参下さい。

と き 佐賀県知事選挙＝3月18日(月)～4月7日(日)▽佐賀県議会議員選挙＝3月29日(金)～4月7日(日)、午前8時半～午後5時

ところ 市役所1階第1会議室

| 投票区 | 投票所         | 区 域                                              |
|-----|-------------|--------------------------------------------------|
| 1   | 中央区会館       | 本鳥栖町、古野町、鎗田町、土井町、神辺合町                            |
| 2   | 本町公民館       | 本町、大正町                                           |
| 3   | 保育所鳥栖園      | 秋葉町、本通町、京町、東町                                    |
| 4   | 鳥栖公民館       | 藤木町、今泉町、真木町、南部団地、鉄道寮                             |
| 5   | 鳥栖小学校体育館    | 轟木町、元町                                           |
| 6   | 高田町公民館      | 高田町、安楽寺町、水屋町                                     |
| 7   | 田代公民館       | 田代昌町、田代新町、田代上町、田代外町、田代外町住宅、田代大官町、田代本町、今町、永吉町、袖比町 |
| 8   | 神辺町公民館      | 神辺町、加藤田町                                         |
| 9   | 野菜集荷兼集落センター | 河内町                                              |
| 10  | 若葉小学校体育館    | 萱方町、古賀町、古賀団地、浅井町、柳団地                             |
| 11  | 基里小学校体育館    | 曾根崎町、曾根崎鉄道宿舎、飯田町、原町                              |
| 12  | 酒井西町公民館     | 酒井西町、酒井東町                                        |
| 13  | 姫方町公民館      | 姫方町、幡崎町                                          |
| 14  | 桜町公民館       | 桜町、松原町                                           |
| 15  | 鳥栖市役所       | 宿町、事業団宿舎、布津原町                                    |
| 16  | 蔵上町公民館      | 蔵上町、養父町、牛原町                                      |
| 17  | 麓小学校体育館     | 山浦町、山浦団地、山都町、原古賀町、原古賀住宅、九千部学園                    |
| 18  | 平田町公民館      | 平田町、真心の園、立石町(桟敷の一部を除く)、一本杉住宅                     |
| 19  | 江島町公民館      | 江島町、三島町於保里                                       |
| 20  | 村田町公民館      | 競馬場団地、村田町、西新町、村田新町、立石町桟敷の一部                      |
| 21  | 旭公民館        | 儀徳町、儀徳町住宅、西田町、幸津町                                |
| 22  | 下野町公民館      | 下野町、三島町不動島、三島町田出島                                |

## \*郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある次の方は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。

(1)身体障害者手帳の交付を受けた方で——①両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級、2級の方②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸の障害の程度が1級、3級の方。

(2)戦傷病者手帳の交付を受けた方で——①両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が特別項症から第2項症までの方②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの方。

なお、郵便による不在者投票には「郵便投票証明書」が必要です。こ

の郵便投票証明書を添えて、投票日の4日前(4月3日)までに投票用紙の請求をして投票して下さい。郵

便投票証明書の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会です続きをして下さい。

## たばこ跡地に無料駐輪場オープン

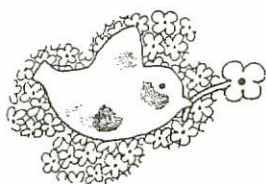
### 駅前ロータリーを閉鎖します

日本たばこ産業(株)鳥栖工場跡地内に整備したコミュニティパークFOR T21の駐輪場が3月1日から無料で開放されたのに伴い、JR鳥栖駅前ロータリー内の自転車置き場を3月18日から閉鎖します。

これに先立ち、市では3月15日から同17日まで、閉鎖の予告指導を行い、閉鎖後の放置自転車については撤去することになっています。



今後は鳥栖の玄関口として美しい駅前にするため、ロータリー周辺の不法駐輪をせず、コミュニティパークの無料駐輪場をご利用下さい。無料駐輪場は500台収容でき、東側1か所、南側2か所に出入口があります。



## 第3回「鳥の日」

### 野鳥の写真とシンボルマークを募集

今年は5月12日(日)が「鳥の日」に当たり、市民のみなさんにより一層親しんでいただける行事にと、野鳥の写真展や「鳥の日」のシンボルマークの募集を行っています。ふるってご応募下さい。

作品の送付と問い合わせは鳥栖市農林課(〒841鳥栖市宿町1118番地 ☎3564)へ。

#### 《野鳥の写真》

応募はカラープリント四ツ切(組み写真は除く)で、1人2点まで。

作品の裏に撮影の場所と年月日、住所、氏名を明記して、5月1日までにお送り下さい。先着30点で締め切り、全員に参加賞を差し上げます。

なお、額は市で準備します。

#### 《シンボルマーク》

親しみやすい夢のあるもので、採用作品はTシャツやステッカー、旗などに用い、「鳥の日」のPRに活用します。金賞1点、銀賞3点、佳作10点のほか、全員に参加賞を差し上げます。

応募は官製はがきに4色以内で、「鳥の日」の文字を必ず入れて下さい。蛍光色や写真は採用しません。住所、氏名、年齢、職業(または学校名と学年)、電話番号を明記して、4月25日までにお送り下さい。

なお、応募作品は未発表のものに限ります。入賞作品の著作権は市に帰属し、応募作品は返却しません。また、入賞作品を一部補正、修正する場合があります。

## 第3回「花の日」

### 「花」の作文を募集

市では5月4日を「花の日」とし、関連行事を4月29日のみどりの日に予定しています。

市民のみなさんの「花にまつわる思い出」「花づくりの苦勞」など、花に関する作文を募集します。花に関することならなんでも結構です。どしどしお寄せ下さい。

優秀作品は「花だより」に掲載するほか、賞品も用意しています。

応募は400字詰め原稿用紙3枚程度にまとめ、住所、氏名、年齢、職業(または学校名、学年)を明記して4月5日までに鳥栖市都市計画課(〒841鳥栖市宿町1118番地)へお送り下さい。

詳しくは同課(☎3603)へ。

## 〔曾根崎の獅子舞〕

3月24日(日)に公開

「曾根崎の獅子舞」が3月24日(日)午前9時半から曾根崎町老松宮で公開されます。ぜひご覧下さい。

同獅子舞は、鉦、太鼓の伴奏による獅子舞と小学生の男女による道ばやしから成り、土地の悪魔を払い、人々を浄め、豊作を祈願する民俗芸能として、江戸時代後期から行われていました。

終戦時から昭和30年代に途絶えていましたが、昭和59年に曾根崎町古典芸能保存会が組織されて復活、同62年6月13日に市重要無形民俗文化財に指定され、毎年3月29日直前の日曜日に実施されています。

## 第4回 とす弥生まつり

3月31日(日)に田代公園で

鳥栖市観光協会では「歩こう！自然と歴史のふるさと」をテーマに、第4回とす弥生まつりを3月31日(日)午前10時から午後3時まで田代公園をメイン会場に開きます。

今年は、田代公園からとりごえ荘までの5<sup>km</sup>を歩く中富記念ウォーキングラ

ーを中心に、弥生衣装仮装コンテスト、史跡めぐりタイム&ウォッチングラリー、弥生の土器焼き、銅剣・銅矛の鑄造再現のほか、団体参加による催しとして「とす八四一太鼓」の演奏、神辺の獅子舞、バトン演奏、



桜の下で行われる弥生まつり

テント村での各種バザー、杓子ヶ峰で草スキー教室などが行われます。

また、前夜祭は同30日(土)午後7時から同公園で行われ、弥生衣装の古代武人舞、巫子舞などが披露されます。

## 市職員給与の現状

市役所で働いている職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮し、さらに市議会の審議を経て条例により定められています。

これら市職員の給与については、市議会を通じて公にされているところですが、市民のみなさんの一層のご理解をいただくため、本年もその概要をお知らせします。

## 1. 人件費の状況

(平成元年度一般会計決算)

| 住民基本台帳人口<br>(2.3.31) | 歳出額(A)       | 実質収支      | 人件費(B)      | 人件費率<br>(B/A) | 63年度の<br>人件費率 |
|----------------------|--------------|-----------|-------------|---------------|---------------|
| 55,907人              | 12,768,672千円 | 571,578千円 | 3,258,805千円 | 25.5%         | 28.3%         |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬を含む。

## 2. 職員給与費の状況

(平成2年度一般会計当初予算)

| 職員数<br>(A) | 給料          | 職員手当      | 期末勤勉手当    | 計(B)        | 1人当たり<br>給与費<br>(B/A) |
|------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|
| 406人       | 1,420,855千円 | 178,518千円 | 620,368千円 | 2,219,741千円 | 5,467千円               |

(注) 職員手当には退職手当を含まない。給与費は当初予算に計上された額。

## 3. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成2年4月1日現在)

| 区分  | 一般行政職    |          |       | 現業職      |          |       |
|-----|----------|----------|-------|----------|----------|-------|
|     | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均年齢  |
| 鳥栖市 | 293,133円 | 338,240円 | 41.3歳 | 267,578円 | 297,227円 | 45.0歳 |
| 国   | 253,950円 | —        | 39.2歳 | 235,904円 | —        | 48.0歳 |

## 4. 職員の初任給の状況

(平成2年4月1日現在)

| 区分    |     | 鳥 栖 市    |            | 国        |            |
|-------|-----|----------|------------|----------|------------|
|       |     | 決定初任給    | 採用2年経過日給料額 | 決定初任給    | 採用2年経過日給料額 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 143,100円 | 169,800円   | 136,100円 | 145,300円   |
|       | 高校卒 | 121,200円 | 143,100円   | 117,300円 | 125,600円   |

## 5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成2年4月1日現在)

| 区分    |     | 経験年数10年  | 同 15 年   | 同 20 年   |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 235,600円 | 275,300円 | 321,900円 |
|       | 高校卒 | 198,100円 | 243,800円 | 282,600円 |
| 現業職   | 大学卒 | 217,900円 | —        | —        |
|       | 高校卒 | 190,700円 | 223,700円 | 275,300円 |

(注) 経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

## 6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成2年4月1日現在)

| 区分       | 1 級        | 2 級  | 3 級   | 4 級          | 6 級           | 8 級         | 計    |
|----------|------------|------|-------|--------------|---------------|-------------|------|
| 標準的な職務内容 | 事務員<br>技術員 | 吏員   | 吏員    | 係長<br>主査・主査員 | 課長補佐<br>係長・主査 | 部長<br>次長・課長 |      |
| 職員数      | 12人        | 11人  | 48人   | 63人          | 138人          | 27人         | 299人 |
| 構成比      | 4.0%       | 3.7% | 16.0% | 21.1%        | 46.2%         | 9.0%        | 100% |
| 参考       | 1年前の構成比    | 1.4% | 5.1%  | 12.6%        | 23.9%         | 48.1%       | 100% |
|          | 5年前の構成比    | —    | 4.8%  | 17.8%        | 24.3%         | 45.9%       | 100% |

(注) 鳥栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 飼い犬の登録・注射

平成3年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を右の日程で行います。

対象となるのは生後91日以上の子犬で、登録注射料は4,640円です。期間中においでになれない場合は、下記の獣医師で受けて下さい。ただし、獣医師手数料は別途料金になります。

なお、飼い犬の死亡、不明、譲渡などの場合は生活環境課（☎35

### 引っ越しが決まったら お早めにご連絡を

水道、電気、電話、ガスを使い始めるときや止めるときには、届けが必要です。引っ越し（転入・転出・転居）が決まったら、お早めにお届け下さい。ご連絡は…

▽鳥栖市水道課（☎353538）

▽九州電力鳥栖営業所（☎32194）

▽NTT鳥栖営業所（☎116）

▽鳥栖ガス（☎4788）

60）へご連絡下さい。また、不用になった犬は、毎週火・木曜日の午前中、鳥栖保健所で引き取っています。

| 獣医師名 | 住 所   | 電 話           |
|------|-------|---------------|
| 青木有三 | 元 町   | ☎8525         |
| 石田栄吉 | 基 山 町 | ☎2407         |
| 古賀忠夫 | 上 峰 町 | 0952<br>☎4695 |
| 宮原国人 | 北茂安町  | ☎2231         |
| 山崎六雄 | 中 原 町 | ☎2028         |
| 中村 浩 | 古 賀 町 | ☎2340         |

| と き    |             | と こ ろ         |
|--------|-------------|---------------|
| 4日(※)  | 10:00～11:30 | 原 町 公 民 館     |
| 8日(月)  | 10:00～11:30 | 曾根崎町公民館       |
|        | 13:30～15:00 | 田 代 公 民 館     |
| 10日(※) | 10:00～11:30 | 旭 公 民 館       |
|        | 13:30～15:00 | 本鳥栖町公民館       |
| 11日(※) | 10:00～11:30 | 蔵 上 農 業 倉 庫   |
| 15日(月) | 9:30～10:15  | 高 田 町 公 民 館   |
|        | 10:30～11:15 | 下 野 町 公 民 館   |
| 16日(火) | 10:00～11:30 | 田 代 公 民 館     |
|        | 13:30～15:00 | 神 辺 町 公 民 館   |
| 17日(※) | 13:30～15:00 | 旭 公 民 館       |
| 18日(※) | 10:00～11:30 | 藤 木 町 公 民 館   |
|        | 13:30～15:00 | 酒 井 西 町 公 民 館 |
| 19日(金) | 13:30～15:00 | 麓老人福祉センター     |
| 21日(日) | 9:00～11:30  | 市 役 所         |
| 22日(月) | 13:30～15:00 | 平 田 町 公 民 館   |
| 23日(火) | 10:00～11:30 | 鳥 栖 保 健 所     |

## 7. 職員手当の状況

(平成2年度)

| 区 分                    |                    | 鳥 栖 市                             |          | 国                                 |          |
|------------------------|--------------------|-----------------------------------|----------|-----------------------------------|----------|
| 期末手当<br>勤勉手当           | 6 月 期              | (期末手当)                            | (勤勉手当)   | (期末手当)                            | (勤勉手当)   |
|                        | 12 月 期             | 1.6 月分                            | 0.6 月分   | 1.6 月分                            | 0.6 月分   |
|                        | 3 月 期              | 2.0 月分                            | 0.6 月分   | 2.0 月分                            | 0.6 月分   |
|                        | 計                  | 0.55 月分                           | —        | 0.55 月分                           | —        |
|                        |                    | 4.15 月分                           | 1.2 月分   | 4.15 月分                           | 1.2 月分   |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置    |                    | 有                                 |          | 有                                 |          |
| 退職手当                   | 勤 続 20年            | (自己都合)                            | (勲奨・定年)  | (自己都合)                            | (勲奨・定年)  |
|                        | " 25年              | 21.0 月分                           | 28.875月分 | 21.0 月分                           | 28.875月分 |
|                        | " 35年              | 33.75 月分                          | 44.55 月分 | 33.75 月分                          | 44.55 月分 |
|                        | 最高限度額              | 48.125月分                          | 62.7 月分  | 47.5 月分                           | 62.7 月分  |
|                        |                    | 60.0 月分                           | 62.7 月分  | 60.0 月分                           | 62.7 月分  |
|                        | そ の 他 の<br>加 算 措 置 | 定年前早期退職者特別措置<br>( 2 % ～ 20 % 加算 ) |          | 定年前早期退職者特別措置<br>( 2 % ～ 20 % 加算 ) |          |
|                        | 退 職 時<br>特 別 昇 給   | 10年未満                             | 1 号給     | 1 号俸                              |          |
|                        | 10年以上20年未満         | 2 号給                              |          |                                   |          |
|                        | 20年以上              | 3 号給                              |          |                                   |          |
| 1 人 当 た り<br>平 均 支 給 額 |                    | 21,665千円                          |          |                                   |          |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

|               |        |                      |           |
|---------------|--------|----------------------|-----------|
| 時 間 外<br>勤務手当 | 元 年 度  | 支 給 総 額              | 114,375千円 |
|               |        | 職員 1 人 当 た り 支 給 年 額 | 282千円     |
|               | 63 年 度 | 支 給 総 額              | 98,625千円  |
|               |        | 職員 1 人 当 た り 支 給 年 額 | 244千円     |

| 特殊勤務<br>手 当<br>(元年度) | 区 分               |  | 全 職 種            |
|----------------------|-------------------|--|------------------|
|                      | 職員全体に占める手当支給職員の割合 |  | 15.2%            |
|                      | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 |  | 59,930円          |
|                      | 手 当 の 種 類 (手当数)   |  | 15               |
| 代表的な手当の名称            | 支給額の多い手当          |  | 汚物処理手当<br>し尿処理手当 |
|                      | 多くの職員に支給されている手当   |  | 市税事務従事者<br>手 当   |
|                      |                   |  |                  |

(平成2年4月1日現在)

| 区 分  | 国の制度との異同                                   | 国の制度と異なる内容                   |
|------|--------------------------------------------|------------------------------|
| 扶養手当 | 同                                          | —                            |
| 住居手当 | 異                                          | 最低保障 1,500円                  |
| 通勤手当 | 交通機関利用者……………同<br>交通機関以外の利用者…異<br>併用者……………同 | 交通機関以外の利用者<br>2,300円～14,000円 |

## 8. 特別職の報酬等の状況

(平成2年4月1日現在)

| 区 分        | 給 与 月 額 等 |             |         |
|------------|-----------|-------------|---------|
| 給 料        | 市 長       | 833,000円    | 計4.15月分 |
|            | 助 役       | 666,000円    |         |
|            | 収 入 役     | 597,000円    |         |
| 報 酬        | 議 長       | 429,000円    | 計4.15月分 |
|            | 副 議 長     | 384,000円    |         |
|            | 議 員       | 359,000円    |         |
| 期 末<br>手 当 | 市 長       | 6 月期 1.6 月分 | 計4.15月分 |
|            | 助 役       | 12月期 2.0 月分 |         |
|            | 収 入 役     | 3 月期 0.55月分 |         |
| 手 当        | 議 長       | 6 月期 1.8 月分 | 計4.15月分 |
|            | 副 議 長     | 12月期 2.35月分 |         |
|            | 議 員       | 3 月期 —      |         |

| 献<br>血                       | 献<br>血                        | 健<br>康<br>体<br>操            | 市民健康相談<br>◎内容―赤ちゃんの身体測定・離乳・育児相談、<br>定、検尿、生活・食事指導など。 | 3<br>歳<br>児<br>健<br>診       | 健<br>1<br>歳<br>6<br>か<br>月<br>児<br>診 | 母<br>親<br>学<br>級<br>(A<br>コ<br>ー<br>ス) | 〔予防接種の注意〕<br>①次の乳幼児は接種を受けられませんか▽1年以内にけいれん<br>(ひきつけ)を起こした者▽1か月以内に麻疹・BCG・ボ<br>リオ・水痘・おたふくかぜの予防接種を受けた者、はしか・風<br>しん・水ぼうそう・おたふくかぜにかかった者、または家族が<br>かかっている本人に伝染する恐れがある場合②接種には必ず保<br>護者が同伴し、母子手帳を持参して下さい③当日は朝起きたら<br>すぐ体温を計り、清潔な肌を着せておいて下さい。 |
|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              |                               |                             |                                                     |                             |                                      |                                        |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4月<br>17日(水)                 | 4月<br>4日(水)                   | 毎週<br>火曜日                   | 毎週<br>月曜日                                           | 4月<br>30日(水)                | 4月<br>26日(金)                         | 4月24日(水)、5月1日(水)・8日(水)                 | ◎1コース3回で、年間4コ<br>ス開きます。B、C、Dコース<br>はそれぞれ8月、11月、2月に<br>実施。<br>◎内容―1回目は「貧血検査、<br>マタニティ期の体と食事、お友<br>だちづくり」、2回目は「映画・<br>すばらしい出産、実技・お産を<br>楽にするトレーニング」、3回目<br>は「出産後のお母さんの生活、<br>赤ちゃんのこと、実技・おふろ<br>の入れ方」。<br>◎申し込み―保健課へ。                  |
| 9:30<br>～<br>15:00           | 9:30<br>～<br>15:00            | 10:00<br>～<br>11:30         | 9:00<br>～<br>15:00                                  | 13:30<br>～<br>14:30         | 13:30<br>～<br>14:30                  | 9:30～12:00                             |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保健センター<br>(鳥栖ライオン<br>ズクラブ主催) | 市役所職員玄関<br>(鳥栖ライオン<br>ズクラブ主催) | 保健センター                      | 保健センター                                              | 保健センター                      | 保健センター                               | 保健センター                                 |                                                                                                                                                                                                                                     |
| 12:00<br>～<br>13:00<br>は休み   | 12:30<br>～<br>13:30<br>は休み    | 生命の貯蓄体<br>操(自強術、<br>要の体操など) | ◎対象者―赤<br>ちゃんから大<br>人まで。                            | ◎対象者―昭<br>和62年9月生<br>まれの幼児。 | ◎対象者―平<br>成元年9月生<br>まれの幼児。           |                                        |                                                                                                                                                                                                                                     |

## 固定資産課税台帳 を縦覧〔4/1～20〕

平成3年度の固定資産課税台帳を  
次の通り縦覧します。

今年は地方税法の改正が見込まれ  
ているため、縦覧期間を従来の3月  
から4月に変更しています。従って  
平成3年度の固定資産税第1期分の  
納期も5月になる予定です。

とき／4月1日(月)～同20日(土)、午  
前8時半～午後5時(土曜日の午後、  
第2土曜日、日曜日は除く)ところ  
／市役所税務課固定資産税係 縦覧  
できる方／固定資産の所有者や納税  
管理人など 持参品／印鑑 問い合  
わせ／税務課固定資産税係 (☎3535)

89・3590)へ

## 市営住宅 補充入居者を募集

希望する団地に空き家があればす  
ぐ入居できますが、ない場合は入居  
予備者として登録します。予備者の  
有効入居期限は8月31日です。

資格／市内に居住または勤務し、

市町村住民税などを完納している方で  
次の条件を満たしている方―①現  
在住宅に困っている方②所定の収入  
基準に適合する方③現に同居または  
同居しようとする親族のある方 団  
地／本鳥栖・萱方・森園・車路・儀  
徳・浅井・元町・南部団地の各アパ

## 園芸教室 4月分 都市計画課(☎3603)

|                        |        |             |            |
|------------------------|--------|-------------|------------|
| 大輪あさがおの鉢づくり            | 3日(水)  | 9:30～11:00  | 鳥栖公民館      |
| 花木の呼吸と肥料               | 5日(金)  | "           | 田代老人福祉センター |
| 花木の管理                  | 9日(水)  | 13:30～15:00 | 旭公民館       |
| 《園芸実演会》<br>盆栽の植え替えと手入れ | 11日(木) | 9:30～11:00  | 市役所別館男子教養室 |
| 4月のショッピング              | 19日(金) | "           | 基里老人福祉センター |
| 《緑の相談》<br>山野草を楽しむ      | 25日(木) | "           | 市役所別館男子教養室 |

どなたでも参加できます。ぜひおいでください。

とき／4月1日(月)～同20日(土)、午  
前8時半～午後5時(土曜日の午後、  
第2土曜日、日曜日は除く)ところ  
／市役所税務課固定資産税係 縦覧  
できる方／固定資産の所有者や納税  
管理人など 持参品／印鑑 問い合  
わせ／税務課固定資産税係 (☎3535)

## 第10回 鳥栖「日本の童謡」 唱歌を歌う会



鳥栖わんぱく手話の会では、旭小  
学校4～6年生を対象に4月から六  
月までの三か月間、毎月第二・第四  
日曜日の午前10時から正午まで幸津  
町公民館で手話講習会を開きます。  
受講料無料で定員三十人。申し込み  
は社会福祉協議会(☎3555)へ。

## わんぱく手話講習会

鳥栖菊花会の主催で、四月から九  
月まで、毎月第一日曜日に開きます。  
第一回は四月七日(日)午前10時、市  
役所別館女子教養室。内容は土作り  
とさし芽、盆栽の石付け、枝作りな  
ど。詳しくは緒方貴久子(原古賀町  
☎1801) 宮原武利(藤木町 ☎  
35415)へ。

## 菊づくり無料講習会

を募集。身体障害者の方歓迎、用具  
は準備します。詳しくは杉野悦司安  
楽寺町 ☎5909) または中島普  
徳(神辺町 ☎3642)へ。

| 予三<br>防種<br>接混<br>種合                                              |               | ツベルクリン・BCG接種                                                                                                                                                                                   |              |               |               |               |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 鳥 栖<br>鳥栖北                                                        | 田代・麓<br>基里・旭  | 地 区                                                                                                                                                                                            | 鳥栖北<br>麓     | 田 代           | 鳥 栖           | 基 里<br>旭      |
| 4 月<br>22日(月)                                                     | 4 月<br>23日(火) | ツベル<br>クリン                                                                                                                                                                                     | 4 月<br>9日(火) | 4 月<br>10日(水) | 4 月<br>16日(火) | 4 月<br>17日(水) |
| 13:30～14:50                                                       |               | 判 定<br>BCG                                                                                                                                                                                     | 13:30～14:50  |               |               |               |
| 保健センター                                                            |               |                                                                                                                                                                                                | ”            | ”             | ”             | ”             |
|                                                                   |               |                                                                                                                                                                                                | 11日(木)       | 12日(金)        | 18日(木)        | 19日(金)        |
|                                                                   |               |                                                                                                                                                                                                | 13:30～14:30  |               |               |               |
|                                                                   |               | 保健センター                                                                                                                                                                                         |              |               |               |               |
| ◎対象者<br>●1期―1歳以上4歳<br>未満の幼児。<br>●2期―1期終了後<br>1年以上経過した6<br>歳未満の幼児。 |               | ◎対象者―生後3か月<br>以上4歳未満の乳幼児<br>◎ただし次の者は除く<br>①今までにツベルクリ<br>ン反応注射で陽性(＋)、<br>疑陽性(±)だった者②、<br>陰性(－)でBCGを接<br>種した者③結核や肋膜<br>炎、肺門リンパ腺腫脹<br>にかかったり、発病の<br>恐れがあると診断され<br>た者。<br>◎判定で陰性の場合に<br>BCGを接種します。 |              |               |               |               |

## 4月からは保健センターで

休日救急医療センターも4月7日(日)から

旧鳥栖北公民館跡地に建設中の保健センターは、4月6日(日)にオープンし、これまで市役所や公民館などで行っていた予防接種、検診、相談などの保健サービスを同センターで総合して行います。

また、宿町から同センター内に移設される休日救急医療センターは、4月7日(日)から業務を開始します。



保健カレンダー  
受診の申し込み・問い合わせは保健課(☎33559)へ

一、萱方町・萱方町第二の各住宅  
申し込み／4月1日から6月29日ま  
でに建設課建築係(☎3559)へ。  
ただし、申込期間を過ぎても空き家  
がある場合は随時受け付けます(※  
申込用紙は3月20日から同係で配布  
します)。

## 廃車手続きなどは お早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の  
所有者に1年分が課税されます。  
年度途中の廃車などによる税金の還  
付はありません。

既に使用されていないバイクや農  
耕用自動車の廃車手続き、転出など  
での住所変更、売買での名義変更の

手続きなどは、3月末日までに必ず  
済ませて下さい。業者に廃車手続き  
を依頼している方は、廃車でしてい  
るかどうか確認して下さい。

詳しくは税務課市民税係(☎35  
88)へ。

## 農 業 委 員 会 か ら

問い合わせ／農業委員会(☎3569)

## 農耕用軽油免税 (春期)の申請

県税事務所では、トラクターやコ  
ンバインなど農業用機械の軽油免税  
の申請を次の日程で受け付けます。

■3月25日(月)市役所2階第1会議室

■4月25日(木) 1階第1会議室

## 登記の無料相談

鳥栖工業高校(☎4134)へ。

若千名を募集予定。試験は三月二  
十七日(水)に作文と面接を行い、発表  
は同二十九日。受験申し込みは同二  
十日と二十二日、午前九時から午後  
三時までに鳥栖高校(☎2211)  
鳥栖工業高校(☎4134)へ。

## アーチエリー初心者教室

四月の毎週日曜日(四回)午前九  
時半〜正午、市アーチエリー場(牛  
原町)。小学五年生以下の男女約十人

リズムダンス  
フェスティバル  
10周年・TOSU

♪みんなで  
Let's Dance!  
♪吉牟田先生の  
新曲発表  
♪各クラブの  
ダンス発表 etc

と き／3月31日(日)  
13:30~15:30  
と ころ／市民体育館  
参加費／200円

■5月24日(金)市役所1階第1会議室  
受付時間は、いずれも午前10時か  
ら午後3時まで。新規の方は①農機  
具の購入証明書②手数料1,000円程  
度③印鑑、更新の方は①免税軽油使  
用者証②軽油の購入証明書③手数料  
500円程度④印鑑をご持参下さい。

## 農地の貸し借り 申し出は4月10日まで

農地の貸し借り(利用増進)の申し  
出期限は4月10日(水)までとなってい  
ます。農協支所や農業委員会への申  
し出はお早めに。

# し尿収集手数料を改正

4月1日から、し尿収集運搬（し尿くみ取り）手数料が改正になります。

◎くみ取りの申し込み、定額制世帯の人員に増減があった場合は、鳥栖環境開発総合センター（森木町 ☎ ☎4069）へご連絡下さい。

◎従量制の場合、くみ取り時には量の確認などのため立ち会って下さい。

| 内 容                                                                        | 現 行  | 新料金  |
|----------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 定額制（一般世帯を対象）                                                               |      |      |
| * 1か月につき世帯割                                                                | 220円 | 230円 |
| * " 人員割（1歳未満を除く居住者1人につき）                                                   | 175円 | 180円 |
| * 1か月2回以上くみ取る場合は、2回目から1回につき                                                | 420円 | 440円 |
| * 便槽2か所以上の場合は、1か所を超えるごとに                                                   | 250円 | 270円 |
| ▽便槽の構造が相当量の水を必要とするものについては、定額制ではなく従量制とします（無臭・あわ式・簡易式水洗トイレなど）。               |      |      |
| ▽申し込みによる最初のし尿収集運搬手数料は従量制です。                                                |      |      |
| 従量制                                                                        | 60円  | 63円  |
| * くみ取り量10ℓ、またはその端数ごとに                                                      |      |      |
| 計算例（定額制世帯4人で、月1回くみ取った場合）<br>230円 + (180円 × 4人) × 1.03 = 978円となります（旧料金947円） |      |      |

## 粗大ごみ収集

4月分

2か月に1回収集

◎収集日の前日に、指定場所へ出して下さい。

◎テレビ、冷蔵庫、家具、洗濯機など不燃物容器に入らない大型ごみに限ります。

◎トタン、カーペットなどは、くって出して下さい。

◎廃油、タイヤ、劇毒物、がれき、コンクリートなどは収集できません。



|          |                                                               |
|----------|---------------------------------------------------------------|
| 8日<br>㊦  | 藤木町 鉄道寮 南部団地 森木町 元町<br>本鳥栖町 今泉町 真木町 競馬場団地<br>村田町 村田新町 西新町     |
| 9日<br>㊦  | 牛原町 蔵上町 原古賀町 原古賀町住宅<br>山浦団地 一本杉住宅 立石町 養父町<br>山浦町 山都町 平田町      |
| 10日<br>㊦ | 幸津町 儀徳町住宅 江島町 儀徳町 西<br>田町 三島町 下野町 酒井西町 酒井東<br>町 水屋町 安楽寺町 高田町  |
| 11日<br>㊦ | 幡崎町 曾根崎町 飯田町 姫方町 原町<br>桜町 松原町 田代昌町 田代上町 田代<br>新町 永吉町          |
| 12日<br>㊦ | 田代大官町 田代外町 田代外町住宅 田<br>代本町 神辺町 柳団地 古賀団地 今町<br>柚比町 河内町 加藤町 古賀町 |
| 13日<br>㊦ | 中央区 本町 宿町 たばこ社宅 布津原<br>町 京町 本通町 秋葉町 東町 事業団<br>宿舎 萱方町 浅井町      |



図書館 だより

市立図書館 ☎3630

■ 4月の休館日

◎毎週月曜日 ◎30日（月末整理日）

■ “とりんす号” 4月の巡回予定

|          |                                                                                                                                    |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1日<br>㊦  | 姫方団地 10:00~10:30<br>姫方町公民館 10:40~11:10<br>飯田町天満宮 11:20~11:40<br>曾根崎町老松宮 13:20~13:50<br>白鳩園 14:00~14:50<br>桜町 15:10~15:40           |
| 8日<br>㊦  | 小鳩園 9:20~9:45<br>南部団地 10:00~10:30<br>藤木町公民館 10:40~11:10<br>いづみ園 11:15~11:40<br>鳥栖分校跡 13:20~13:45<br>高田野 14:00~14:15<br>14:30~15:00 |
| 15日<br>㊦ | 儀徳住宅広場 10:00~10:20<br>西田町 10:30~11:00<br>村田町公民館 13:20~13:40<br>一本杉住宅 14:00~14:20<br>平田町警察官舎 14:30~15:00                            |
| 22日<br>㊦ | 古賀団地公民館 9:40~10:00<br>浅井町 10:10~10:40<br>加藤町 11:00~11:40<br>原古賀町公民館 14:30~15:00<br>山浦団地 15:20~16:00                                |

## 市税の納付は 便利な口座振替で

納期を忘れて督促されたり、延滞金（年利一四・六％）を余分に支払うことのないよう、あなたに代わって納期ごとに預金口座から自動的に振り替えて納税します。

●こんなに便利 わざわざ市役所や銀行などへお出かけになる手間が省けます▽納期をうっかり忘れたときでも安心です▽お忙しい方や不都合な方に特に便利です。

●振り替える市税は 市県民税▽固定資産税▽軽自動車税▽国民健康保険税。

●お申し込みは簡単 通帳と印鑑をお持ちになって、市内の金融機関へお申し込み下さい。ただし、一人ですべての口座振替される場合には、同一口座からしか振り替えてできません▽一度手続きされると、毎年度自動的に更新されます。

## 3月の納税

国民健康保険税  
(10期分)

納期限 ● 4月1日



## 人 口

平成3年2月28日現在

総 数 56,006(+142)

男 26,688(+68)

女 29,318(+74)

世 帯 16,590(+6)

( )内は前月との比較



## 水道の修繕

管工事協同組合  
蔵上町 ☎ ☎5038

3月11日~20日/小林ポンプ店

柚比町 ☎ ☎2787

" 21日~31日/吉山ポンプ店

田代外町 ☎ ☎2924

4月1日~10日/野下ポンプ店

秋葉町 ☎ ☎2682